

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 460 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 460 回企業会計基準委員会（2021 年 6 月 30 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED¹に対するコメント・レターの総論の文案について**本表表示すべきか注記のみとすべきか**

2. 規制勘定を財務諸表に表示することは、規制があるという事実を踏まえた経済的実態を表現していると考えられるため、本表表示すべきと考える ASBJ 事務局のコメント案を支持する。
3. 規制上の枠組みの中にあつて、かつ、将来キャッシュ・フローが生じる蓋然性が高いもののみを対象とすれば、概念フレームワークの資産又は負債の定義及び認識要件を満たすことになるため、本表表示すべきと考えられる。
4. 規制業種固有の特性を反映させること、及び、従来から米国基準では本表で表示していることを考慮すると、注記ではなく、本表に表示すべきであると考ええる。注記のみであれば、決算説明における自発的な開示とあまり変わらないのではないかな。
5. 範囲において蓋然性の高いものに限定するという ASBJ 事務局の修正提案が通るのであれば、本表表示することは理解できるが、同修正提案が通らない場合にまで本表表示に賛成していくか否かは、慎重に考えるべきではないかな。
6. 料金規制の対象となる企業について、他の IFRS 基準の適用のみでは、将来キャッシュ・フローの評価を行うのに十分な情報を提供しないという IASB の懸念がどの程度のものかを見極める必要がある。
7. 料金規制の対象となる企業について、他の IFRS 基準の適用のみでは、将来キャッシュ・フローの評価を行うのに十分な情報を提供しないという IASB の懸念はそれとおりでであると考ええるが、この懸念は規制業種にかかわる問題だけではなく、世の

¹ 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

中に広くある話であり、規制業種だけを特別扱いするような会計基準は開発すべきではないと考える。

8. 注記のみとすべきであると考えている。ED の提案は米国基準との差異が存在していること、各法域における規制の在り方がさまざまであること、自由化の進展、及び、会計処理に関し越えるべきさまざまな論点（例えば、原価調整か売上調整か）が存在することを考えると、まずは注記の形で取り組み、提供できる情報を充実させていくというアプローチが望ましいと考える。

会計処理すべきという前提における総論部分のコメントについて

9. 「規制上の合意」から「規制上の枠組み」という表現に修正するという ASBJ 事務局の提案に賛成である。
10. 割引率については、ASBJ 事務局の提案のとおり、市場の利率に資産又は負債の固有のリスクを反映し、さらに加重平均で実施するのが理屈的にも正しいと考える。IFRS 適用企業であれば、このような利率はすでに計算しているものと考えられ、実務上は負担にならないことが想定される。
11. 規制事業は非規制事業とはビジネスリスクが違うと考えられるため、規制事業に適用される割引率について、非規制事業を含めた全社ベースでの加重平均資本コストで計算するのは問題があるのではないか。
12. 将来キャッシュ・フローを割り引くという提案をするのであれば、割引計算を要求しない米国基準との考え方の違いについて明示した方が望ましいものとする。
13. 割引を要求する点など、「会計基準のグローバルなコンバージェンスについて」の記載について整理が必要ではないか。

以 上